

病院群輪番制運営事業補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 31 日 健康局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、一般社団法人神戸市第二次救急病院協議会（以下「協議会」という。）が実施する病院群輪番制運営事業に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(対象経費)

第 2 条 補助事業の対象となる経費は、協議会が当該年度内に実施する病院群輪番制運営事業に要する経費とし、次の使途に充てるものとする。

- (1) 輪番参加実績に伴う加盟病院への配分
- (2) 本市救急隊による救急搬送患者受入に伴う加盟病院への加算配分
- (3) 運営事務に係る諸経費

2 前条における配分の詳細については甲乙協議の上別に定める。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、予算の範囲内で、市長が特に認める場合を除き、別表 1 に定める額を限度とする。

2 当番日数は、年間の全日に対し別表 2 に定める基準日数を以って算出するものとする。

(交付申請)

第 4 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、当該補助事業を実施しようとする年度の 5 月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書
- (3) 補助事業に係る収支予算書

(交付の決定)

第 5 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により、速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第 2 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類により、速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の変更等)

第6条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告するときは、次に掲げる書類を、当該補助事業の完了後、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書(様式第8号)
- (2) 事業の実施状況が分かる書類
- (3) 補助事業に係る収支決算書

(交付額の確定)

第8条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書(様式第9号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第10号)を前条の確定通知を受領後ただちに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日より協議会が実施する病院群輪番制運営事業等について適用する。
- 2 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、平成 20 年 7 月 30 日から施行する。ただし、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
- 5 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この要綱は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
- 7 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この要綱は、平成 25 年 3 月 19 日から施行する。ただし、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。
- 9 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第3条関係）

科目名	当番 病院数	科目別交付単価
①基本科目（内科・外科） 輪番病院	10 病院	32,711円
		【休日加算】12,581円 【年末年始加算】58,067円
②脳疾患輪番病院	2 病院	22,646円
③循環器疾患輪番病院	2 病院	22,646円
④整形外科輪番病院	3 病院	22,646円
		【年末年始加算】58,067円
⑤小児科疾患輪番病院	1 病院	145,942円
		【夜間加算】38,266円 【年末年始加算】58,067円
⑥その他専門科目輪番病院	2 病院	22,646円
		【年末年始加算】58,067円

別表2（第3条関係）

区 分	対 象 時 間		基準日数
夜 間	午後6時から翌午前8時まで診療を行うもの		1日
休日昼間	午前8時から午後6時まで診療を行うもの		1日
土曜昼間	小児科以外	午前12時から午後6時まで 診療を行うもの	0.5日
	小児科	午前8時から午後6時まで 診療を行うもの	1日
【備考】休日とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定められる休日及び年末年始をいう。年末年始とは、12月29日から1月3日までをいう。			